十五　洗濯・理容・美容・浴場業
十六　その他の生活関連サービス業
十七　社会保険・社会福祉・介護事業
十八　サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業（映画業を除く。）、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）

3　施行令第二十七条の十二の三第四項に規定する他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として財務省令で定めるものは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業に該当する事業（前項第十三号イに掲げる事業及び同項第十四号イに掲げる事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を除く。）又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業とする。

4　施行令第二十七条の十二の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が交付を受けた法第四十二条の十二の三第一項に規定する財務省令で定める書類の写しとする。

第二十条の九から第二十条の十三まで　削除

（特定農産加工品生産設備等の特別償却）

第二十条の十四　施行令第二十八条の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

2　施行令第二十八条の七第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十四条の四第二項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する生産製造連携事業計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに農林水産大臣の当該生産製造連携事業計画につき米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による認定を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第二十条の十五　法第四十四条の五第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
イ　送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（以下この項において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法
ロ　送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載情報を電気通信回線を通じて提供を受ける者の閲覧に供する方法
二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに記載情報を記録したものを交付する方法

2　施行令第二十八条の八第二項第二号イに規定する財務省令で定める事業は、自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいう。

第二十条の十五の二を削る。

第二十条の十六第一項中「第二十八条の九第五項第二号ロ」を「第二十八条の九第四項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第二十八条の九第五項第二号ハ」を「第二十八条の九第四項第一号ハ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4　施行令第二十八条の九第十五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
一　情報サービス業
二　有線放送業
三　インターネット付随サービス業
四　次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前三号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
イ　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
ロ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

5　施行令第二十八条の九第十九項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十三項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

第二十条の十八第二項を削り、同条第三項中「第二十九条の二第六項の」を「第二十九条の二第五項の」に、「第八項に」を「第七項に」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第二号中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第五項」に、「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第四号中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第五項」に、「第七項及び第八項第四号」を「第六項及び第七項第四号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第五項」に、「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に、「第七項及び第八項第四号」を「第六項及び第七項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項又は第五項の処分（第二十二条の三十九第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第五項」に改め、同項第四号中「第二十九条の二第七項」を「第二十九条の二第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十九条の二第十項」を「第二十九条の二第九項」に改め、同項第一号、第二号イ及び第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第六号を削り、同項を同条第九項とする。

第二十条の二十一第一項中「第二十九条の五第七項第一号」を「第二十九条の五第六項第一号」に改め、同条第二項中「第二十九条の五第三項」を「第二十九条の五第四項」に改め、同条第三項中「第二十九条の五第七項第二号」を「第二十九条の五第六項第二号」に改め、同条第四項中「第二十九条の五第九項」を「第二十九条の五第八項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に、「第二十九条の五第六項第二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十条の二十三第六号中「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）」を「耐用年数省令」に改める。

第二十一条の十五を削る。

第二十一条の十六第一項中「第三十四条第一項第三号」を「第三十四条第二項第三号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「第三十四条第七項」を「第三十四条第八項」に改め、同条第六項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」を削り、「当該分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十四条第十二項」を「第三十四条第十四項」に、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「同条第十一項各号」を「同条第十三項各号」に、「同条第八項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同項を同条第六項と